

葉山町接道緑化助成金交付要綱

(平成6年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、みどり豊かな生活環境づくりの推進と防災的見地から、接道部の緑化に対し助成金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部とは、建物敷地等のうち道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。）に接する面から3メートル以内の範囲のことをいう。
- (2) 接道緑化とは、景観向上や環境保全、防災を目的として、住宅用敷地の接道部に植栽することをいう。
- (3) 植栽の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 植栽時の樹高が0.5メートル以上であること。
 - イ 樹木の成長後、敷地境界を越境する恐れがないこと。
 - ウ 樹木が健全であること。
 - エ 植栽は地植えであること。

(助成対象)

第3条 町長は、町内に住宅用敷地を所有する者又は接道緑化について所有者の同意を得た管理者で、当該敷地に接道緑化をするものに対し助成する。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 販売を目的とするもの
 - (2) 既存の樹木の植え替えを行うもの
 - (3) 事業者が行うもの（事業を営む個人が自ら居住する住宅用敷地に設置等をするものを除く。）
 - (4) 葉山町まちづくり条例に規定される植栽の確保のために設置するもの
- 2 前項に規定する助成は、予算の範囲内で行なうものとする。

(助成金額)

第4条 接道緑化に対する助成金額は、植栽にかかった全体費用の2分の1とし、費用内訳にかかわらず樹木1本につき3,000円を限度とする。

2 助成金額は、100円未満を切り捨てとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、接道緑化に着手する前に、接道緑化助成金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(助成金の決定通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び現地確認を行い、適否を決定のうえ、接道緑化助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(完了届)

第7条 前条の規定による決定通知を受けた者は、速やかに接道緑化に着手し、工事完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、接道緑化完了届（第3号様式）に工事に係る領収書を添え、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付確定)

- 第8条** 町長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、当該工事の完了確認を行い、適否を決定のうえ、接道緑化助成金交付確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の決定に基づき、助成金を交付するものとする。

(遵守事項)

- 第9条** 助成金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 接道緑化工事を完了した日から5年間は、樹木の伐採、移植をしないこと。
- (2) 枯損の防止、病害虫の除去、道路へのはみ出し防止等樹木の良好な管理育成に努めること。

(交付決定の取消し等)

- 第10条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金交付決定及び確定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 申請について不正行為があったとき。
- (2) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (3) 当該年度内に接道緑化を完了できないとき。

(委任)

- 第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にされているこの要綱による改正前の葉山町いけがき設置等助成要綱の規定による申請その他の行為は、この要綱による改正後の葉山町いけがき設置等助成要綱の規定による申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。